

# 香川県報



第 90 号

平成 16 年

11月12日(金曜日)

## 目次

(●印は、県法規集掲載事項)

ページ

### 告 示

●狩猟鳥獣の捕獲の禁止

(環境・水政策課)

一

●鳥獣保護区特別保護地区の指定

(長寿社会対策課)

二

○介護保険法の規定による事業者の指定

(水産課)

二

●海岸保全区域の指定 (二件)

(道路保全課)

四

○道路の区域変更 (五件)

(港湾課)

六

○道路の区域変更及び供用開始

(港湾課)

七

●海岸保全区域の指定

(港湾課)

七

●昭和五十四年香川県告示第二百六十三号(指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等)の一部改正

(審査課)

七

### 公 告

○平成十六年香川県告示第五百七号(一般競争入札の実施)の一部訂正

(環境管理課)

八

○土地改良事業の適否決定 (二件)

(土地改良課)

九

○土地改良事業の認可

(土地改良課)

九

○土地改良事業の同意

(農村整備課)

九

○県営土地改良事業計画の決定 (五件)

(土木監理課)

一〇

○建設業法の規定による営業所の所在地を確認できない建設業者

(建築課)

一〇

○開発行為に関する工事の完了 (二件)

(建築課)

一一

○開発行為に関する工事(公共施設)の完了

(建築課)

一一

### 公安委員会規則

●交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

## 告 示

●香川県告示第七百四十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十二条第二項の規定により、次のとおり狩猟鳥獣の捕獲を禁止する。

平成十六年十一月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 対象狩猟鳥獣 オスヤマドリ

二 捕獲禁止区域 小豆郡一円

三 捕獲禁止期間 平成十六年十一月十五日から平成十九年十一月十四日まで

●香川県告示第七百四十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定する。

平成十六年十一月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 名称

阿弥陀越鳥獣保護区特別保護地区

二 区域

阿弥陀越鳥獣保護区全域

三 存続期間

平成十六年十一月十五日から平成二十六年十一月十四日まで

四 保護に関する指針

1 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

2 指定目的

当該区域は、森林、湿地、岩場など、変化に富んだ地形であり、マツを主体とした混合林で、クヌギ、アベマキなどの落葉広葉樹やシダ類も群生している。

付近には、休暇村讚岐五色台、香川県自然科学館、瀬戸内海歴史民俗資料館、五色台少年自然の家などの施設があり、当該区域内に整備された一周約二・六キロメートルの野鳥の森観察路は、中学生を対象とした野外体験学習のフィールドコースとして活用されている。

一年中、二十種前後の野鳥が観察でき、野鳥にとって良好な生息環境となっていることから、特別保護地区に指定し、その保全を図る。

3 管理方針

定期的に巡視を行うなどにより鳥獣の生息状況を確認し、違法行為や、鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。

●香川県告示第七百四十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十六年十一月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険 事業所番号 三七七〇一 〇三三八四	事業所の名称 及び所在地 ケアサービスセンター そよの里 高松市多肥上町五〇四 番二	申請者の名称、代表 者の氏名及び主たる 事務所の所在地 有限会社そよ風 代表取締役 中川匡 高松市福岡町三丁目一 五番三八号	指定年月日 平成十六年 十一月一日	サービスの 種類 訪問介護
---------------------------------	-----------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------	-------------------------	---------------------

●香川県告示第七百五十号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成十六年十一月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

沿岸名	漁港名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
			海 岸 保 全 区 域

讚岐阿  
波沿岸  
港  
岸  
乃生漁  
乃生漁港海

一 指定場所  
坂出市王越町乃生字飛地、西脇地先

二 指定区域

基点一、基点二、基点三、基点四、基点五、基点六、基点七、基点八、基点九、基点一〇、基点一一、基点一二、基点一三、基点一四、基点一五、基点一六、基点一七、補助点五、補助点四、補助点三、補助点二、補助点一、基点一を順次に直線で結んだ線で囲まれた区域

三 基点及び補助点の表示（角度の表示は、方向角とする。）

- 基点一 坂出市王越町乃生字飛地無番地内の浜
- 基点二 基点一から一三六度〇〇分、八・五メートルの地点
- 基点三 基点二から一五一度〇〇分、三六・一メートルの地点
- 基点四 基点三から六四度〇〇分、〇・三メートルの地点
- 基点五 基点四から一五二度三〇分、一五・一メートルの地点
- 基点六 基点五から一一八度〇〇分、三・五メートルの地点
- 基点七 基点六から一六三度〇〇分、三一・七メートルの地点
- 基点八 基点七から二五三度〇〇分、一・四メートルの地点
- 基点九 基点八から一七六度三〇分、一八・六メートルの地点
- 基点一〇 基点九から九〇度〇〇分、三・七メートルの地点
- 基点一一 基点一〇から一五六度〇〇分、九・三メートルの地点
- 基点一二 基点一一から七七度〇〇分、〇・二メートルの地点



補助点一―一 基点一から一七一度三〇分、五五  
・〇メートルの地点

(大浜地区)

基点一 三豊郡詫間町大字大浜字本郷甲二五三二

番地地先の標杭

基点二 基点一から五五度三〇分、一二〇・〇メ  
ートルの地点

基点三 基点二から一五五度〇〇分、一二九・〇  
メートルの地点

基点四 基点三から一六〇度〇〇分、二四二・〇  
メートルの地点

基点五 基点四から一五七度三〇分、七五・〇メ  
ートルの地点

基点六 基点五から一六六度〇〇分、一七七・〇  
メートルの地点

基点七 基点六から一八五度三〇分、四〇・五メ  
ートルの地点

補助点七―一 基点七から二五七度〇〇分、一五  
〇・〇メートルの地点

補助点一―一 基点一から二三五度三〇分、三〇  
・〇メートルの地点

(鴨の越地区)

基点一 三豊郡詫間町大字大浜字丸山乙一六三番

地地先の標杭

基点二 基点一から三〇度〇〇分、一九・〇メ  
ートルの地点

基点三 基点二から一〇八度〇〇分、一〇〇・〇  
メートルの地点

基点四 基点三から一三六度〇〇分、六七・〇メ  
ートルの地点

基点五 基点四から一五四度〇〇分、五二・〇メ  
ートルの地点

基点六 基点五から一六三度三〇分、五四・〇メ  
ートルの地点

基点七 基点六から一七九度三〇分、二六・五メ  
ートルの地点

補助点七―一 基点七から二五六度〇〇分、九四  
・〇メートルの地点

補助点一―一 基点一から二〇四度〇〇分、六六  
・〇メートルの地点

(名部戸地区)

基点一 三豊郡詫間町大字大浜字西浜二四二八の

一七番地地先の標杭

基点二 基点一から一一一度〇〇分、一〇七・〇  
メートルの地点

基点三 基点二から一三七度〇〇分、二三九・〇  
メートルの地点

基点四 基点三から二二六度〇〇分、六・五メ  
ートルの地点

補助点四―一 基点四から二五四度〇〇分、八三  
・〇メートルの地点

補助点二―一 基点二から二二五度〇〇分、八二  
・五メートルの地点

補助点一―一 基点一から二〇一度〇〇分、八〇  
・〇メートルの地点

●香川県告示第七百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次  
のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十一月十二日から同年  
十二月三日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十一月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 国道（一般）

二 路 線 名 四百三十六号

三 道路の区域

区 間		変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
小豆郡池田町大字室生字大池ノ内 一四七九番三地先から 小豆郡池田町大字池田字柿ノ木谷 三八六〇番地先まで	前	二六・五 ） 三五・〇	二六 ） 二八・五	二六	交通安全施 設事業によ る現道拡幅
	後	三七・〇			

●香川県告示第七百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。  
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十一月十二日から同年十二月三日まで一般の縦覧に供する。  
平成十六年十一月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 宮尾高瀬線（二百二十一号）
- 三 道路の区域

区 間		変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊郡高瀬町下勝間字加茂二七八 三番一地从先から 三豊郡高瀬町下勝間字加茂二七八 〇番一地从先まで	前	九・〇 ） 九・二	九・〇 ） 二〇・〇	一六	道路改良工 事に伴う現 道拡幅
	後	二一・〇			

●香川県告示第七百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。  
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十一月十二日から同年十二月三日まで一般の縦覧に供する。  
平成十六年十一月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 太田上町志度線（百四十七号）
- 三 道路の区域

区 間		変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市太田上町字茶園九七五番一 地先から 高松市多肥下町字本村二五八番一 地先まで	前	六・五 ） 一五・八	六・五 ） 一五・八	一、一一五	道路改修工 事に伴うバ イパス建設
	後	一五・八			
高松市太田上町字茶園九七五番一 地先から 高松市多肥下町字本村二五八番一 地先まで	前	二五・六 ） 六三・二	二五・六 ） 六三・二	八〇二	
	後	六三・二			
高松市多肥上町字北原一六二番六 地先から 高松市多肥上町字平塚一一〇四番 二地先まで	前	二六・二 ） 四九・〇	二六・二 ） 四九・〇	四六五	
	後	四九・〇			

●香川県告示第七百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十一月十二日から同年十二月三日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十一月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 中徳三谷高松線（四十三号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更		延 長	備 考
	前後別	敷地の幅員 (メートル)		
高松市多肥上町字松ノ内九八二番 一地先から 高松市多肥上町字平塚一一〇八番 一地先まで	前	一〇・四	一七九	太田上町志 度線バイパ ス建設に伴 う交差点改 良
	後	一三・四		
	後	一四・〇	一七九	

●香川県告示第七百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十一月十二日から同年十二月三日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十一月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 高松香川線（二百八十号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更		延 長	備 考
	前後別	敷地の幅員 (メートル)		
高松市太田上町字上免四〇五番一 地先から 高松市太田上町字高洲三一九番五 地先まで	前	一〇・〇	一九四	太田上町志 度線バイパ ス建設に伴 う交差点改 良
	後	一四・二		
	後	一六・〇	一九四	

●香川県告示第七百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十一月十二日から同年十二月三日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十一月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 大浜仁尾線（二百三十四号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更		延 長	備 考
	前後別	敷地の幅員 (メートル)		
三豊郡詫間町大字大浜字小艾甲二 〇九三番一地先から 三豊郡詫間町大字大浜字西谷乙四 一六番三地先まで	前	四・〇	一六〇	平成十三年 香川県告示 第四十三号 で変更した 区域の一部 及び追加区
	後	七・五		

四 供用開始の期日 平成十六年十一月十二日		後		前	
三豊郡詫間町大字大浜字小艾甲二 〇九三番一地先から	二二・〇	三豊郡詫間町大字大浜字小艾甲二 〇九八番二地先から	一二・〇	三豊郡詫間町大字大浜字小艾甲二 〇九三番一地先から	二二・〇
三豊郡詫間町大字大浜字小艾甲二 〇九八番二地先から	九・〇	三豊郡詫間町大字大浜字小艾甲二 〇九八番二地先から	九・〇	三豊郡詫間町大字大浜字小艾甲二 〇九八番二地先から	九・〇
三豊郡詫間町大字大浜字西谷乙四 一六番二地先まで	二七・八	三豊郡詫間町大字大浜字西谷乙四 一六番二地先まで	二七・八	三豊郡詫間町大字大浜字西谷乙四 一六番二地先まで	二七・八
	六四		一〇五		六四
			八		八
域の供用開始					

●香川県告示第七百五十八号  
海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。  
平成十六年十一月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

沿岸名	海岸名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
讃岐阿波	直島港	家島東	一 指定場所 香川県直島町家島二九八六番一から香川県直島町家島二九八四番二まで 二 指定区域 基点一と基点二とを結んだ線、基点一と補助点一とを結んだ線、補助点一と補助点二とを結んだ線、補助点二と基点二とを結んだ線により囲まれた区域 三 基点及び補助点の表示（座標は世界測地系により、角度の表示は、真方位とする。） 基点一 四等三角点向島（北緯三四度二八分〇六・三五六七秒、東経一三四度〇〇分二四・九二四三秒）から三〇八度四七分、九三六・九メートルの地点 基点二 基点一から二四〇度二分、二〇四・〇メートルの地点 補助点一 基点一から一〇〇度〇〇分、一三〇・〇メートルの地点 補助点二 基点二から一五五度〇〇分、八四・〇メートルの地点

●香川県告示第七百五十九号  
昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部を次のように改正し、平成十六年十一月十三日から施行する。

平成十六年十一月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

三 収納代理金融機関 2 収納代理金融機関の名称並びに店舗の名称及び位置の表  
松信用金庫の項中 「広場支店」 「高松市」 及び 「金蔵

寺支店

普通寺市

を削る。

●香川県告示第七百六十号

昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部を次のように改正し、平成十六年十一月十五日から施行する。

平成十六年十一月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

二 指定代理金融機関 2 指定代理金融機関の店舗の名称及び位置の表備考 指定代理金融機関香川県信用農業協同組合連合会の業務を代理する農業協同組合の名称並びに店舗の名称及び位置の表香川県農業協同組合の項中

郷東出張所	高松市
内海町支店	内海町

を「郷東出張所 高松市」に、「安田支店」を「内海支店」に、

池田	小
----	---

三都支店	池田町
豆島支店	土庄町

を「池田三都支店 池田町」に、

財田上	高瀬
-----	----

黒川出張所	財田町
支店	高瀬町

を「財田上黒川出張所 財田町」に改める。

公 告

●香川県公告第五百三十四号

平成十六年香川県公告第五百七号（一般競争入札の実施）の一部を次のように訂正する。  
平成十六年十一月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

二の2に次のただし書を加える。

ただし、本公告日現在A級に格付けされていない者にあつては、平成十六年十一月三十日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県出納局会計課に提出して、A級格付けの可否の審査を受けること。

●香川県公告第五百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十六年十月二十二日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十六年十一月十九日から同年十二月九日まで縦覧に供する。  
平成十六年十一月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町名	土地改良事業名	縦覧場所
香川町	単独県費補助土地改良事業引土地区	香川町経済課
〃	単独県費補助土地改良事業荒北西地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業上嫁坂地区	〃

●香川県公告第五百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、高松市弦打土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業相作地区）を行うことについて平成十六年十一月一日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十六年十一月二十六日から同年十



二月十六日まで縦覧に供する。

平成十六年十一月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第五百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、高松市古高松土地改良区が土地改良事業（単独市費補助土地改良事業小山地区）を行うことについて平成十六年十月二十二日認可した。

平成十六年十一月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第五百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、直島町が（単独県費補助土地改良事業琴反地区）を行うことについて平成十六年十月二十二日同意した。

平成十六年十一月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第五百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営詫間・仁尾地区中山間地域総合整備事業（農地防災事業）サオミ池地区）計画を平成十六年十一月五日定めた。

その関係書類を詫間町経済課において平成十六年十一月十九日から同年十二月九日まで縦覧に供する。

平成十六年十一月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第五百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営詫間・仁尾地区中山間地域総合整備事業（農道整備事業）松崎東北浦地区、天神下地区、波止艾地区、清水地区、土井地区、片山地区、原池地区、石ヶ谷地区、中筋地区）計画を平成十六年十一月五日定めた。

その関係書類を仁尾町産業振興課及び詫間町経済課において平成十六年十一月十九日から同年十二月九日まで縦覧に供する。

ら同年十二月九日まで縦覧に供する。

平成十六年十一月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第五百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営詫間・仁尾地区中山間地域総合整備事業（農地防災事業）小池地区、丸山上池地区、原池地区、下梅花池地区）計画を平成十六年十一月五日定めた。

その関係書類を仁尾町産業振興課において平成十六年十一月十九日から同年十二月九日まで縦覧に供する。

平成十六年十一月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第五百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営詫間・仁尾地区中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備事業）千代地区、丸山池地区、原池地区、松兼池地区、平原地区、朝日地区、上家の浦地区）計画を平成十六年十一月五日定めた。

その関係書類を仁尾町産業振興課において平成十六年十一月十九日から同年十二月九日まで縦覧に供する。

平成十六年十一月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第五百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営詫間・仁尾地区中山間地域総合整備事業（ほ場整備事業）天王池地区、南草木地区、打越地区、松兼地区）計画を平成十六年十一月五日定めた。

その関係書類を仁尾町産業振興課において平成十六年十一月十九日から同年十二月九日まで縦覧に供する。

平成十六年十一月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第五百四十四号

次の建設業者について、その営業所の所在地を確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により公告する。  
 なお、この公告の日から三十日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、建設業の許可を取り消すことがある。  
 平成十六年十一月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

商号又は名称	所在地	代表者名	許可番号
有限会社ライムハウス	高松市浜ノ町三八番地一三三号	辻 弘司	香川県知事許可（般一四）第六五二二号
有限会社大至工業	高松市新田町岡山一六番地六	大森 太	香川県知事許可（般一三）第六一三九号
株式会社ヤマシタエンジニアリング	高松市由良町三五六番地九	山下 隆治	香川県知事許可（般一三）第五八八八号
有限会社福谷畳製作所	高松市西山崎町一〇〇番地一	矢野 実	香川県知事許可（般一三）第三七九〇号
末澤建設株式会社	高松市木太町二一九二番地	末澤 貴博	香川県知事許可（般一三）第五七〇三号
大亀建設株式会社	高松市西植田町七〇〇番地一	赤松 一憲	香川県知事許可（特一三）第一九九九号
有限会社佐々組	高松市木太町二二三〇番地一	佐々 栄一	香川県知事許可（般一三）第六一三二二号
日本グリーンシステム株式会社	高松市成合町南川原一〇三九番地二	宮内 義一郎	香川県知事許可（般一三）第六七九〇号
有限会社三起建設	高松市寺井町二二五番地四	清川 良子	香川県知事許可（般一三）第一八二二二号

株式会社サンリフオーム	高松市香西東町四二三番地一	小山 勝	香川県知事許可（般一三）第五五二二号
有限会社クレアシオン・ニイチ	高松市三谷町四三二七番地三八	吉田 昭一	香川県知事許可（般一三）第六九七五号
株式会社中村組	木田郡三木町大字田中四一七三番地	中村 高夫	香川県知事許可（般一三）第五七一七号
有限会社鹿野組	木田郡三木町大字上高岡五八八番地	鹿野 博	香川県知事許可（特一三）第八八五号
有限会社毛谷建設	小豆郡内海町草壁本町一七六番地の七	毛谷 隆治	香川県知事許可（般一三）第九九七号
株式会社竹下土木	丸亀市郡家町九五五番地の一	竹下 信儀	香川県知事許可（般一三）第三〇〇七号
株式会社インテリアおかだ	丸亀市原田町一六七二番地一	岡田 義正	香川県知事許可（般一三）第三六一七号
森本建設有限会社	綾歌郡宇多津町一七八一番地三六	山本 勝晴	香川県知事許可（般一三）第二一四四号
有限会社後藤組	三豊郡山本町大字大野一三二四番地一	後藤 宣浩	香川県知事許可（般一三）第一九五〇号

●香川県公告第五百四十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年十一月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 香川郡香川町大字大野字上川原一六九七―一及び二六〇四―一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高松市一宮町一六八六一六

株式会社塵芥センター 代表取締役 平尾範明

●香川県公告第五百四十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年十一月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

綾歌郡国分寺町国分字子鳥八七九一、八八〇、八八一―二、八八二―一及び同地先

水路

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高松市多肥下町三五

株式会社ロータリーハウス 代表取締役 増元浩二

●香川県公告第五百四十七号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年十一月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

綾歌郡国分寺町国分字子鳥八七九一、八八〇、八八一―二、八八二―一及び同地先

水路

二 工事を完了した公共施設の種類の種類、位置及び区域

1 道路

道路（有効幅員四・七六メートル、延長七〇・一六メートル）

綾歌郡国分寺町国分字子鳥八七九一の一部、八八一―二の一部及び八八二―一の

一部

2 排水施設

排水管（直径二五〇ミリメートル、延長六〇・〇五メートル）

綾歌郡国分寺町国分字子鳥八七九一の一部、八八一―二の一部及び八八二―一の

一部

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高松市多肥下町三五

株式会社ロータリーハウス 代表取締役 増元浩二

公安委員会規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十一月十二日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第十七号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成十二年香川県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表香川県観音寺警察署の項中「三本松町四丁目」の下に「茂木町一丁目、茂木町二丁目、茂木町三丁目、茂木町四丁目、茂木町五丁目」を加える。

附 則

この規則は、平成十六年十一月十五日から施行する。

平成十六年十一月十二日印刷発行

印刷発行所 香川  
県庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度72%再生紙を使用しています